

高額療養費の「申請手続の簡素化」のご案内について

今までは、診療月ごとに領収書を添付のうえ高額療養費の申請が必要でしたが、「国民健康保険高額療養費簡素化申請書兼承諾書」（以下「申請書兼承諾書」という）を提出することにより、令和6年1月診療分以降の高額療養費の申請を省略することができます。

支給までの流れ

申請書兼承諾書を提出していただいた方は、令和6年1月診療分からの高額療養費は、自動的に指定先の口座に振込されます。

なお、振込前には郵送で「高額療養費支給決定通知書」を送付いたしますので、入金額及び入金日の確認も可能です。勧奨通知は送付しなくなります。

※令和5年12月診療分までの高額療養費は、診療月ごとに領収書を添付のうえ高額療養費の申請が必要です。

簡素化の対象世帯

次の要件を全て満たす世帯です。

- ① 国民健康保険税の滞納がない世帯であること
- ② 医療機関等への支払いの遅滞がないこと

※要件を満たさなくなった場合などは、簡素化が自動的に停止となり、その期間は今まで通り診療月ごとに領収書を添付のうえ高額療養費の申請が必要となります。

裏面もご覧ください

簡素化が解除になる場合

次の要件に当てはまる場合、簡素化が解除となります。

- 指定した振込先金融機関口座に高額療養費の振込みができなかった場合
- 世帯主が変更、または死亡した場合
- 申請手続の簡素化の解除の申出があった場合（解除の届け出書が必要です）
- 申請書兼承諾書の内容に偽りその他不正があった場合

※解除後、簡素化要件に該当した場合で、再度簡素化を希望される世帯は、申請書兼承諾書の再提出が必要となります。

その他注意事項

- 振込先口座は、1世帯につき、1口座のみ設定が可能です。
- ※高額療養費の対象となった被保険者に応じて振込口座の分割及び月ごとの変更はできません。
- 振込先口座を変更される場合は、申請書兼承諾書（変更）の提出が必要です。
 - 市において年間の全ての外来診療に係る診療額を把握している場合は、高額療養費の外来年間合算（該当した方のみ）の申請も不要となります。
 - 第三者行為（交通事故等）又は業務上の事故による傷病により診療を受けた場合は、市民課国保係までご連絡をお願いします。

※75歳到達により、後期高齢者医療制度へ移行した場合には、別途、後期高齢者医療制度において、高額療養費支給申請書の提出が必要です。（自動移行はされません。）

問い合わせ

南国市役所 市民課国保係

TEL：088-880-6555